

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）							
区 分		単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額	区 分		単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額		
宿泊室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,360</u>	附属の設 備を使用 する場合 において は、1件 ごとに 1,260円 の範囲内 で知事が 定める額	宿泊室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,480</u>	
	加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	<u>630</u>			小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	加算利 用料金	[略]	<u>650</u>	は、1件 ごとに 1,290円 の範囲内 で知事が 定める額
		一般	[略]	<u>1,260</u>					一般	[略]	
会議室		9時から12時まで	<u>1,260</u>	1,260円 の範囲内 で知事が 定める額	会議室		9時から12時まで	<u>1,290</u>	1,290円 の範囲内 で知事が 定める額		
		13時から17時まで	<u>1,760</u>				13時から17時まで	<u>1,800</u>			
		9時から17時まで	<u>3,040</u>				9時から17時まで	<u>3,100</u>			
研修室		9時から12時まで	<u>5,200</u>	1,260円 の範囲内 で知事が 定める額	研修室		9時から12時まで	<u>5,300</u>	1,290円 の範囲内 で知事が 定める額		
		13時から17時まで	<u>6,990</u>				13時から17時まで	<u>7,120</u>			
		9時から17時まで	<u>12,190</u>				9時から17時まで	<u>12,420</u>			
調理体験室		9時から12時まで	<u>2,280</u>	1,260円 の範囲内 で知事が 定める額	調理体験室		9時から12時まで	<u>2,330</u>	1,290円 の範囲内 で知事が 定める額		
		13時から17時まで	<u>3,040</u>				13時から17時まで	<u>3,100</u>			

			9時から17時まで	<u>5,330</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>11,560</u>
			13時から17時まで	<u>15,500</u>
			9時から17時まで	<u>27,070</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>17,420</u>
			13時から17時まで	<u>23,260</u>
			9時から17時まで	<u>40,680</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>34,830</u>
13時から17時まで			<u>46,530</u>	
9時から17時まで			<u>81,370</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,260</u>
		一時使用	[略]	<u>630</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,810</u>
		一時使用	[略]	<u>1,900</u>
シャワー			[略]	<u>120</u>

[略]

			9時から17時まで	<u>5,430</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>11,780</u>
			13時から17時まで	<u>15,790</u>
			9時から17時まで	<u>27,570</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>17,740</u>
			13時から17時まで	<u>23,690</u>
			9時から17時まで	<u>41,430</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>35,470</u>
13時から17時まで			<u>47,390</u>	
9時から17時まで			<u>82,860</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,290</u>
		一時使用	[略]	<u>650</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,880</u>
		一時使用	[略]	<u>1,940</u>
シャワー			[略]	<u>130</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。